

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案についての
意見・情報の募集についての御意見及びそれに対する考え方

○御意見の内容及びそれに対する考え方

御意見	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・相手国の規制に対して発行する書類の手続きが煩雑。更に相手国の規制が起きるまでの対応が遅い為、商工会議所のサイン証明レベルで書類を発行する機関が必要。 ・商社に対する補助がない。生産者が資金回収まで負担するとかあり得ない。商社への援助が生産者を助ける。なんらかの補助に関する法律、税還付以外にも欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御意見ありがとうございます。今後の政策の参考とさせていただきます。なお、輸出証明書の発行手続については、一元的な輸出証明書発給システムの整備を進め、事業者の利便性向上を図るとともに、輸出支援プラットフォーム等を通じて、規制に関する情報収集を行ってまいります。また、事業者への支援については、輸出事業計画の認定を受ければ、商社を含め、公庫融資等の対象となります。
<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物については、輸出促進の前に自給率の向上が最優先でしょう。これから食料の輸入も困難となることが想定されている現状ですから、なおさらです。 ・自給率を上げなければならない状況ですから、農地転用は禁止すべきです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御意見ありがとうございます。輸出に取り組むことは、国内生産の維持・拡大につながるのと同時に、食料自給率の向上にも寄与するものです。したがって、食料安全保障の取組においても輸出促進は重要な政策であります。